

一令和5年度一

総会資料

令和5年7月20日 (木) 13:30~ TKP品川カンファレンスセンターANNEX3階 カンファレンスルーム6 (東京都港区)

世界連邦宣言自治体全国協議会

資 料 内 容

<議 案>

第1号議案 令和4年度事業実施報告

第2号議案 令和4年度決算報告・監査報告

第3号議案 令和5年度事業計画(案)

第4号議案 令和5年度予算(案)

第5号議案 役員改選(案)

<参考資料>

イスラエル訪問について

役員名簿

加盟自治体一覧

協議会規約

第1号議案

令和4年度事業実施報告

1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

世界連邦思想の普及や世界連邦都市宣言の意義の周知、当協議会の活動の啓発に努めた。

- (1)機関紙『いま、一つの世界を』を発行し、当協議会の活動などを紹介した。
- (2) 世界連邦運動協会発行の機関誌『世界連邦Newsletter』を加盟自治体に配布 し、情報提供に努めた。
- (3) 当協議会のホームページにおいて情報発信に努めた。

2 当協議会の活動展開

国内の世界連邦関係団体との連携を密にし、世界連邦思想の普及啓発に努めた。

- (1) 令和4年度総会(ハイブリッド) 令和4年7月21日(木)
 - ・総会に合わせて講演会を開催

演 題:「世界連邦と国連改革」

講 師:中野寛成会長代行(世界連邦推進日本協議会)

参加者: 40人 (オンライン29人)

- (2) 世界連邦推進日本協議会への参画
- (3) 「第51回世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクール」の後援

ポスター 応募 1237点(101校) 入賞18点 作 文 応募 460点 (38校) 入賞17点

主催:世界連邦運動協会 後援:文部科学省

3 世界連邦推進事業交付金制度の運用

加盟自治体等が行う世界連邦・平和推進事業に交付金を適用した。

• 交付対象事業

亀岡市(京都府)「中東和平プロジェクトin亀岡」

交付金額:5,000,000円

(令和4年度概算払:4,000,000円)

4 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

世界連邦運動に対する意識の高揚と理解を深めるとともに難民救済を図るため、全国の自治体職員に協力を呼びかけて1人100円募金を実施した。

協力自治体数

150自治体

·募金総額 4,646,611円

募金は例年同様に、国連UNHCR協会と日本ユニセフ協会に寄託したほか、世界連邦推進事業基金に積み立てた。

また、昨年から続くロシアによるウクライナ侵攻により、国家の主権が侵され、 国民の生命や財産が脅かされている惨禍を踏まえ、ウクライナ人道危機への支援の ため、ウクライナ大使館へ寄託した。

第2号議案

令和4年度決算報告

■収入の部 (単位:円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
繰越金	900, 993	900, 993	0	前年度から
負担金	784, 000	742, 000	△ 42,000	2県、37市区、13町 計52自治体
繰入金	4, 700, 000	4, 480, 214	△ 219, 786	世界連邦推進事業基金
雑収入	7	8	1	預金利子
合計	6, 385, 000	6, 123, 215	△ 261, 785	

■支出の部 (単位:円)

				(—1—· 1 1)
科目	予算額	決算額	差引	備考
事務消耗品費	50, 000	58, 367	8, 367	事務用品
通信費	90, 000	22, 854	△ 67, 146	郵便料
事業費	5, 300, 000	4, 480, 214	△ 819, 786	世界連邦推進事業交付金 募金等事務経費
会議費	300, 000	167, 911	△ 132, 089	理事会・総会等関係経費
旅費・交通費	150, 000	47, 560	△ 102, 440	事務局旅費等
情報宣伝費	470, 000	493, 640	23, 640	自治体協新聞発行 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営等
負担金	20, 000	0	△ 20,000	事業参加等経費
予備費	5, 000	0	△ 5,000	
合計	6, 385, 000	5, 270, 546	△ 1, 114, 454	
差引	0	852, 669	852, 669	次年度繰越

世界連邦推進事業基金

(単位:円)

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末現在高
8, 230, 992	1, 595, 681	4, 480, 214	5, 346, 459

当年度積立 1,595,612円 世界平和・難民救済募金から

69円 預金利子

当年度取崩 479,444円 世界平和・難民救済募金等の事務経費に充当

4,000,770円 世界連邦推進事業交付金に充当

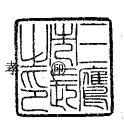
監査報告書

世界連邦宣言自治体全国協議会の令和4年度会計の監査を行い、関係書類(収入・ 支出帳票類等)の閲覧・照合等を行った結果、公正・妥当なものと認めました。

上記のとおり報告いたします。

令和5年6月22日

監事 三鷹市長 河 村



令和5年 6月30日

監事 亀岡市長 桂 川 孝



「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」 令和4年度収支決算書

収入 募金総額 4,646,611円

支出 払込手数料(募金) 49,679円

払込手数料(寄託) 1,155円

送金手数料(基金) 165円

合 計 50,999円

差引 4,595,612円

寄託・積立

ウクライナ大使館 1,000,000円

国連UNHCR協会 1,000,000円

日本ユニセフ協会 1,000,000円

世界連邦推進事業基金 1,595,612円

合 計 4,595,612円

世界平和・難民救済募金(令和4年度)集計

		1 71° 1 71		ижи (DAH T TO	又/木町		
都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額
北海道	別海町	21, 941	岐阜県	輪之内町	5, 980	佐賀県	佐賀県	1,017
	稚内市	35, 354		岐南町	3, 840		唐津市	1, 102
	芦別市	1,400		富加町	6, 590	長崎県	佐々町	9, 553
	ニセコ町	1,400	静岡県	藤枝市	49,164		時津町	11, 598
岩手県	普代村	7, 320	1	焼津市	70,290	1	西海市	36, 498
宮城県	色麻町		三重県	御浜町	8, 690		五島市	64, 126
,	利府町		京都府	綾部市	39,776	能本県	相良村	5, 790
	登米市	8, 351		福知山市	85,960		山江村	8, 790
	大衡村	14, 257		舞鶴市	40,100		南小国町	9, 790
			-		90,065	-	南阿蘇村	-
	涌谷町	9, 865	-	亀岡市		-		18, 830
秋田県	南三陸町	33, 325	-	宇治市	11,256	-	小国町	11, 190
水山木	東成瀬村	3, 300		与謝野町	16,000		玉名市	2, 100
1 7/10	羽後町	2, 590		木津川市	16, 977	七八旧	水上村	790
山形県	天童市	41,901		八幡市		大分県	日出町	3, 998
福島県	桑折町	12, 923		南丹市	2,000	5 4	九重町	15, 300
#150	湯川村	4, 890		宇治田原町		宮崎県	日向市	45, 390
茨城県	龍ケ崎市	11,090		長岡京市	41,600		都城市	12, 590
	那珂市	44, 580		精華町	10, 100		えびの市	25, 487
	大洗町	22, 015		向日市	24, 511		都農町	6, 200
	神栖市	3,000		京都府	210, 477	鹿児島県	日置市	36, 040
栃木県	鹿沼市	13, 432		京丹後市	93, 685		喜界町	15, 103
	栃木県	346		宮津市	12, 640		垂水市	23, 902
群馬県	南牧村	2, 572	兵庫県	兵庫県	68,490]	出水市	48, 641
埼玉県	小鹿野町	24, 462		太子町	3, 661	1	鹿児島県	890
	皆野町	11, 300	奈良県	桜井市	21, 185	1	肝付町	18, 449
	行田市		和歌山県	高野町	11,490		南九州市	46, 278
	東秩父村	990		かつらぎ町	20,252		さつま町	30,000
千葉県	成田市	129,665		有田市	31, 225		龍郷町	9, 290
	白井市	18, 645		田辺市		沖縄県	沖縄県	206
	多古町	36612		九度山町	1, 990	.,	南風原町	22, 318
東京都	文京区	109,890	鳥取県	鳥取県	1, 790		渡名喜村	2, 490
	福生市	52,691		三朝町	1, 442	1	石垣市	23, 865
	武蔵野市	76,916		雲南市	55, 045	1	宜野湾市	24, 924
	千代田区	107,363		倉敷市	112,461		糸満市	22, 936
	青梅市	63,324		笠岡市	70,750		恩納村	18, 165
	瑞穂町	27,426	-	岡山県	292,226	-	久米島町	7, 893
				-			八 八 田 町	1,095
	小金井市	41,364		岡山市	43,801	-		
	渋谷区	78,471	-	瀬戸内市	38,390	*/ ユュ <i>ニ</i> > ,	-3°3. And	. Hall to 3/5/H-
	三鷹市	50,638		吉備中央町	15,190	※太子、	コンツクは	加盟自治体
	羽村市	32,199		備前市	35, 090	ᆂᇛᇛᄼᄼᄼ	0.4	0 007 007
加大 田田	荒川区	290		津山市	73, 990	加盟自治体		2,367,307
神奈川県	湯河原町	16, 624		新見市		非加盟自治体	116	ì
₩ 163 IH	三浦市	6,000		高梁市	11, 150	合計	150	4, 646, 611
新潟県	津南町		広島県	広島市	142,990			
富山県	上市町	7,006		府中町	25,551			
	射水市	13, 918		大竹市	23, 577			
石川県	輪島市	25,903		世羅町	16, 368			
福井県	高浜町	9, 116		神石高原町	18, 395			
山梨県	富士吉田市		山口県	山口県	1, 100			
長野県	小諸市	28,335	徳島県	鳴門市	11, 390			
	木曽町	12, 365		神山町	7, 185			
	上松町	7, 761	香川県	丸亀市	68, 490]		
	南箕輪村		愛媛県	新居浜市	83,690			
	野沢温泉村	5, 499		松山市	189,329			
	木島平村	7, 700		八幡浜市	36, 075			
	諏訪市	2, 400		四国中央市	67, 052			
	王滝村	3, 790		伊予市	27, 035			
<u> </u>		0, 100	<u> </u>	In 1 111	21,000	J		

第3号議案

令和5年度事業計画(案)

当協議会は、その前身である世界連邦平和都市連絡協議会の創設から長年にわたり、核兵器の廃絶を強く訴え、地道ながらも世界の恒久平和の実現に向けた活動を進めてきたところである。

原子爆弾により大きな被害を受けた広島においてG7サミットが開催され、各国の首脳が広島の被爆の実相に触れ、平和への思いを共有するとともに、復興を遂げた広島の姿を世界に向けて発信することで、平和の素晴らしさを世界に訴えかけられたことは非常に有意義であったが、核兵器禁止条約については言及されず、核兵器の廃絶に向けた進展はみられなかった。

また、世界に目を向ければ、ロシアのウクライナ侵攻の影響により、ベラルーシにはロシアの所有する核兵器が配備され、その動きを踏まえポーランドは米国の核兵器を北大西洋条約機構加盟国内に配備する「核共有」に加わりたいという意思を示すなど、世界で核兵器が広がり続けている。

こうした中で、当協議会は、世界の恒久平和の実現はもとより、環境問題や災害など、共通する課題の解決に向け国家の利害を超えて取り組むためにも、新たな秩序である世界連邦建設の必要性や期待が高まっていると捉えており、加盟自治体や関係機関との団結や連携を一層深め、世界連邦思想の普及啓発など積極的な活動の展開に努める。

1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

積極的な情報発信により、世界連邦思想の普及や当協議会の活動の周知を図る。

- (1) 加盟自治体間の情報共有及び他の平和関係団体との連携
- (2) 自治体協新聞『いま、一つの世界を』の発行
- (3) 世界連邦運動協会機関誌『世界連邦Newsletter』の配布
- (4) ホームページの管理運営・情報発信
- (5) 未加盟の世界連邦宣言自治体等への加盟要請 など

2 当協議会の活動展開

世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及・啓発等を図る。

- (1)総会等の開催
- (2)世界連邦推進日本協議会への出席
- (3) 世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクールへの参加促進
- (4) 平和・世界連邦の啓発に繋がる資料・啓発物品の製作

3 世界連邦推進事業交付金制度の運用

加盟自治体等が行う世界連邦・平和推進事業の活性化を図る。

交付対象事業

亀岡市 (京都府)

「中東和平プロジェクトin亀岡」

交付金額:1,000,000円

4 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

募金は国連UNHCR協会と日本ユニセフ協会等に寄託するとともに、世界連邦・平和推進事業や中東和平に向けた取組等に役立てるため、世界連邦推進事業基金に積み立てる。

5 世界連邦の実現による国際平和の確立

ロシアがウクライナへ武力侵攻を行い1年以上が経過する今も、残酷な暴力行為 により多くの人が命を落とし、平和の中に生きるという本質的な人権が侵害されて いる状況が続いている。

また、北朝鮮によって繰り返される核実験やミサイル発射は、我が国の安全・安心に関わる重大な問題であり、終わりの見えない中東の紛争も含めて、世界中が戦争と平和の岐路に立っている。

このような深刻な状況の今こそ、世界連邦運動の重要性を再度周知し、関係団体とともに世界連邦の実現、世界恒久平和の実現という大きな目標に向けて努力する。

6 関係団体との連携促進

世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及・啓発等に協力し合う。

- ・世界連邦日本大会への参画・参加促進 本大会の主催団体の一つとして参画するとともに、加盟自治体をはじめ関係 団体等の参加促進を図る。10月頃に東京で開催予定
- ・世界連邦運動協会等が実施する関連行事への参加

第4号議案

令和5年度予算(案)

(自) 令和5年4月 1日 (至) 令和6年3月31日

■収入の部

(単位:円)

科目	本年度	前年度	比較	備考
繰越金	852, 669	900, 993	·	前年度から
負担金	784, 000	784, 000	0	2県、38市区、13町 計53自治体
繰入金	1, 000, 000	4, 700, 000	△ 3, 700, 000	世界連邦推進事業基金
雑収入	331	7	324	預金利子等
合計	2, 637, 000	6, 385, 000	△ 3, 748, 000	

■支出の部

(単位:円)

科目	本年度	前年度	比較	備考
事務消耗品費	50, 000	50, 000	0	事務用品等
通信費	90, 000	90, 000	0	郵便料等
事業費	1, 500, 000	5, 300, 000	△ 3,800,000	世界連邦推進事業交付金 募金等事務経費
会議費	500, 000	300, 000	200, 000	総会等関係経費
旅費・交通費	150, 000	150, 000	0	事務局旅費等
情報宣伝費	322, 000	470, 000	△ 148,000	自治体協新聞発行 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営等
負担金	20, 000	20, 000	0	事業参加等経費
予備費	5, 000	5, 000	0	
合計	2, 637, 000	6, 385, 000	△ 3,748,000	

世界連邦推進事業基金

(単位:円)

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末予定高
5, 346, 459	3, 001, 000	1, 000, 000	7, 347, 459

当年度積立 3,000,000円 世界平和・難民救済募金から

1,000円 預金利子

当年度取崩 1,000,000円 本会計に繰り入れ事業費に充当

【参考資料】

関係首長によるイスラエル訪問について

1 実施趣旨

平成15年(2003年)に綾部市で初めて実施した中東和平プロジェクトは、これまで13回の開催の中で多くのイスラエル・パレスチナ関係者を日本に招き交流を図ってきた。

今般、4月に実施された本プロジェクトにおいて亀岡市がイスラエル大使館を訪問した折にも、先方から関係者をイスラエルへ招待したい旨の話があったことを受け、世界連邦宣言自治体全国協議会の令和6年度事業としてイスラエル・パレスチナを訪問し、これまでの取り組みに対する表敬を示すとともに今後の関係・交流のあり方についての確認を行う。

2 現時点での実施イメージ(案)

(1) 実施時期

令和6年11月頃

(2) 実施形態

本協議会の事業として実施。加盟自治体を対象に参加者を募集

①事業主体:

世界連邦宣言自治体全国協議会

②参加対象者:

本協議会加盟自治体の首長、議長及び関係者 (必ず首長を含めること)

③財源(費用負担):

ア 世界連邦推進事業基金(本協議会の負担)

(世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金から充当)

イ 参加自治体等の負担金

今後、旅費等を算定する中で、ご負担いただく金額を検討し、今秋を目途に提示いたします。

※現時点では、団体ごとに、○人目までは1人当たり○○万円を本協議会が 負担、○人目以降は全額参加自治体等が負担、といった形での提示を予定

第5号議案

役 員 改 選 (案)

(令和5年7月20日)

役職名	自治体名	(都道府県)	首 長 名
会 長	綾部市	(京都府)	山 崎 善 也
副会長	武蔵野市	(東京都)	松下玲子
	金沢市	(石川県)	村 山 卓
理事	成田市	(千葉県)	小泉一成
	青梅市	(東京都)	浜 中 啓 一
	小金井市	(東京都)	白 井 亨
	福生市	(東京都)	加藤育男
	輪島市	(石川県)	坂 口 茂
	宇治市	(京都府)	松村淳子
	兵庫県	(兵庫県)	齋 藤 元 彦
	神戸市	(兵庫県)	久 元 喜 造
	岡山市	(岡山県)	大森雅夫
	広島市	(広島県)	松井一實
	松山市	(愛媛県)	野志克仁
	新居浜市	(愛媛県)	石 川 勝 行
監事	三鷹市	(東京都)	河 村 孝
	亀岡市	(京都府)	桂川孝裕

(任期2年)

役員名簿

(令和5年4月1日)

役職名	自治体名	(都道府県)	首 長 名
会 長	綾部市	(京都府)	山崎善也
副会長	武蔵野市	(東京都)	松下玲子
	金沢市	(石川県)	村山卓
理事	成田市	(千葉県)	小泉一成
	青梅市	(東京都)	浜 中 啓 一
	小金井市	(東京都)	白 井 亨
	福生市	(東京都)	加藤育男
	輪島市	(石川県)	坂 口 茂
	宇治市	(京都府)	松村淳子
	兵庫県	(兵庫県)	齋 藤 元 彦
	神戸市	(兵庫県)	久 元 喜 造
	岡山市	(岡山県)	大森雅夫
	広島市	(広島県)	松井一實
	松山市	(愛媛県)	野志克仁
	新居浜市	(愛媛県)	石 川 勝 行
監事	三鷹市	(東京都)	河 村 孝
	亀岡市	(京都府)	桂川孝裕

令和5年度~令和6年度(任期2年)

世界連邦宣言自	世界連邦宣言自治体全国協議会	3 加盟自治体					(2023年4月)
(北海道)	(東北)	(関東)	(神報)	(近畿)	(国中)	(国国)	
北海道 1	山形県 1	1 千葉県 1	石川県 4	滋賀県 1	四山県 7	愛媛県 4	
俱知安 町	天童 市	成田市	金沢 市	大津 市	州 川岡	松山市	都道府県 2
小計 1	小計 1	東京都 13	輪島市	京都府 5	岡山 市	新居浜 市	市区 38
		千代田 区	川北町	福知山 市	倉敷 市	大溪 市	町 13
		文京 区	内灘 町	舞鶴 市	笠岡 市	内子 町	村 0
		古東 区	山梨県 1	綾部 市	瀬戸内 市	高知県 2	合計 53
		派 公 区	身延 町	字沿市	早島町	高知 市	
		世島 区	長野県 1	亀岡 市	吉備中央 町	四万十町	
		人王子 市	小諸市	大阪府 1	広島県 2	9 提介	
		武蔵野 市	静岡県 2	中 中	広島 市		
		二鷹井	焼津 市	兵庫県 2	府中 町		
		青梅 市	藤枝 市	兵庫 県	6 井豊小		
		小金井 市	8 - 堤小	神戸 市			
		福生 市		和歌山県 4			
		羽村市		和歌山 市			
		瑞穂 町		かつらぎ 町			
		神奈川県 1		高野 町			
		横浜 市		湯浅 町			
		小計 15	Ī	小計 13			

世界連邦宣言自治体全国協議会規約

(名称)

第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。

(組織)

第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体(以下「自治体」という。)をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1)世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じた世界連邦思想の普及
 - (2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開
 - (3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進
 - (4) 研究会、講習会の開催
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長1名副会長若干名理事若干名

監 事 2 名

- 2 会長及び副会長は、総会において互選する。
- 3 理事の定数、理事及び監事の選任方法等は、会長がこれを定める。
- 4 役員の任期は、2年とする。
- 5 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、これを代理する。
- 7 理事は、理事会において会長が定める案件を審議する。
- 8 監事は、会計の監査にあたる。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

(総会)

- 第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。
- 2 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。ただし、 書面により開催することができるものとする。

- 3 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前項ただし書の場合は、書面により提出された可否の過半数で決するものとする。
- 4 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、その 代理者を出席させることができる。
- 6 総会は、会長が定める重要案件を議決する。 (理事会)
- 第8条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織し、会長がこれを招 集する。
- 2 理事会は、会長が定める案件を審議、決定にあたる。
- 3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。 (経費)

- 第10条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに 充てる。
- 2 自治体の分担金は、別表のとおりとする。

(予算の議決)

第11条 本会の毎年度歳入歳出予算は、総会の承認を得るものとする。 (決算の認定)

第12条 本会の決算は、総会に報告するものとする。

(事務局)

- 第13条 本会の事務を処理するため、会長の属する自治体に事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長を置く。

(その他)

第14条 規約の改正及び解散については、総会において出席者の3分の2以上の 同意を得なければならない。

附則

この規約は、令和元年8月23日から施行する。

別表 (第10条関係)

自治体の分担金

	区分	分 担 金	額
	都道府県	40,	000円
	政 令 指 定 都 市	40,	000円
市	人口50万人以上	25,	000円
及	30万人以上50万人未満	20,	000円
び	20万人以上30万人未満	18,	000円
特	10万人以上20万人未満	13,	000円
別	5万人以上10万人未満	10,	000円
区	5万人未満	8,	000円
	町	5,	000円
	村	4,	000円